建設緑政局路政課

# 屋外広告物適正化旬間に関する取組結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年９月１日から１０日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、次の取組を実施しました。

## 【実施内容】

### １　路上違反広告物市内一斉除却活動

活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

除却実績　（単位枚）

| | 川崎区 | 幸区 | 中原区 | 高津区 | 宮前区 | 多摩区 | 麻生区 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 立看板 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| はり札 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 7 |
| はり紙 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 9 |
| **計** | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 9 | 3 | **１６** |

### ２　さまざまな広報媒体による啓発

市政だより（８月号)、市ホームページ、川崎駅北口スクリーン、各区役所内のデジタルサイネージへの掲載、市内各商店会への啓発チラシの送付、本庁舎掲示板へのポスター掲示により、屋外広告物のルールや安全対策に関する啓発を行いました。

川崎駅北口スクリーン

川崎区役所区民課

## 河川情報掲示板

## 啓発チラシ